

社会福祉法人羽島市社会福祉協議会 職員募集要項

1. 職種及び業務内容

総合事務職：地域福祉の推進に関する業務他、本会が受託・自主事業として実施する業務及び付帯業務

※ 業務上必要がある場合は、業務内容・職種・勤務地変更等を伴う異動があります

2. 受験資格

平成6年4月2日以降に生まれた大学卒業以上の学歴を有する人（令和6年3月卒業見込みを含む）で、次の（1）から（3）を全て満たす人

（1）社会福祉士の資格を有する又は採用時まで取得できること

（2）普通自動車運転免許（AT限定可）を所持し、社用車を運転できること

（3）パソコンでの基本的な操作（ワード、エクセルを使っての文書入力や定型フォームへの入力）ができること

ただし、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する人は応募できません

（ア）成年被後見人又は被保佐人

（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

（イ）日本の国籍を有しない人

（ウ）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 採用人数 若干名

4. 採用予定日 令和6年4月1日

5. 勤務地及び採用直後の勤務場所 羽島市福寿町浅平3丁目25番地 羽島市福祉ふれあい会館1階
羽島市社会福祉協議会

6. 労働条件

（1）給与 月額180,400円（4年制大学新卒者の場合）

※ 昇給：原則年1回、職務経験により加算する場合があります

（2）手当等 期末・勤勉手当：年間4.1ヵ月分（前年度実績）

退職金制度、通勤・扶養・住居・時間外勤務手当等あり

（本会規程により支給）

（3）勤務時間 勤務時間：8時30分から17時15分まで（休憩60分）

及び休日 休日：土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、年次有給休暇・特別休暇（慶弔、夏季連続3日等）あり

※ 業務の都合により、時間外勤務、休日出勤があり、他の日を休日と振り替える場合があります

※ 始業・終業時刻を繰り上げ・繰り下げ場合があります

（4）福利厚生等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険加入、互助制度あり

定年：満60歳に達した日以後の最初の3月31日
(65歳まで再雇用制度あり)

※ 上記は令和5年4月1日現在の基準であり、今後変更する場合があります

7. 申込方法・期間

(1) 次の書類を準備し、持参または郵送すること

- ・ 持参の場合：土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分の間
- ・ 郵送の場合：特定記録郵便または簡易書留郵便

①職員採用試験申込書（本会所定様式、本会ホームページからプリントアウトするか、本会へ連絡し事前に入手すること）

②卒業（見込）証明書

③成績証明書

④社会福祉士登録証のコピー（取得見込みの場合は、採用後速やかに提出すること）

⑤自動車運転免許証のコピー（取得見込みの場合は、採用後速やかに提出すること）

※ 資格及び免許を取得見込みの人は、その取得が採用条件となります（社会福祉士の資格を取得見込みの人は、合否を問わず、第36回社会福祉士国家試験の結果を令和6年3月11日（月）17時15分までに報告してください）

※ 提出書類の記載内容等に虚偽、不正等があることが判明した場合、採用しません

(2) 申込は随時受け付けます

※ 採用者が決定次第、受付・選考を終了します

8. 選考方法・試験日等

【第1次試験】

(1) 選考方法 小論文または作文（筆記用具を持参してください）

(2) 日時・会場 申込書類受付時に調整【申込日以降、応相談】

【第2次試験（第1次試験合格者のみ実施）】

(1) 選考方法 面接

(2) 日時・会場 第1次試験選考結果通知時に調整【応相談】

9. 結果通知 受験者に郵送で通知

10. その他

(1) 希望者には職場訪問を認めます（訪問にかかる経費は本人負担とします）

(2) 職員採用試験申込書及び添付された書類は、返却いたしません

(3) 採用後に資格等に虚偽、不正等が発覚した場合、採用を取り消します

(4) 採用の日から3か月間を試用期間とし、職員として不適当と認めるときは、本採用を取り消す場合があります（試用期間は延長する場合があります）

11. 照会先及び申込先

〒501-6255 羽島市福寿町浅平3丁目25番地（羽島市福祉ふれあい会館1階）

社会福祉法人羽島市社会福祉協議会 総務課

電話番号：058-391-0631 担当：浅野、伊藤